

令和4年度 第2回みんなで支える森林づくり県民会議

日 時：令和4年8月29日（月）13:30～16:00

開催場所：長野県林業センター 5階会議室（web 併用）

出席者：【構成員】五十音順、敬称略

秋葉芳江構成員、麻生知子構成員、岩崎恵子構成員、植木達人構成員、
上原貴夫構成員、大井岳夫構成員、大久保憲一構成員、金子ゆかり構成員、
小林芽里構成員、嶋村浩構成員、高田幸生構成員、高見澤秀茂構成員、
平賀裕子構成員、堀越倫世構成員

<欠席：桑井裕至構成員>

以上 14 名出席

【事務局】

吉沢正 林務部長、坪井俊文 林務部次長、柳原健 森林政策課長、

千代登 信州の木活用課長、中島治 森林づくり推進課長、

羽秋隆哉 県産材利用推進室長、小澤岳弘 鳥獣対策室長

西川勉 森林政策課企画幹兼課長補佐、石原拓弥 森林政策課企画幹

ほか林務部等関係部局職員（他部局職員は web 参加）

あいさつ（吉沢林務部長）

（※読みやすくする観点から、森林づくり県民税は森林づくり県民税又は森林税で統一してあります。また、
語句を補うとともに、発言の順番を一部変更してあります。）

林務部の吉沢でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

第2回の県民会議ということで、皆様大変お忙しい中、この会場の方にご出席いただきまして感謝申し上げます。

また日頃から林務行政の推進、とりわけ森林づくり県民税を活用した事業の推進につきまして、それぞれの立場からご理解ご協力をいただきまして改めてお礼を申し上げたいと思います。

第1回の会議でも様々なご意見をいただきまして、その後、私どもの方でも検討させていただいておりますテーマにつきまして、本日はさらに説明をさせていただき、今後に向けた

ご意見ご提言等を頂戴できればと考えております。

まず、森林づくり県民税についてでございますが、本日は第3期の事業の進捗として6月に公表した令和3年度の森林づくりレポート、事前にお送りをさせていただいておりますけれども、そういったものに基づいて実績のご報告をさせていただくとともに、今年度の事業進捗についても併せて説明をさせていただきます。

また、令和5年度以降の森林づくり県民税のあり方についてですが、前回の県民会議でのご議論なども踏まえまして、先の6月の県議会定例会におきましては知事の方からも、来年度以降の継続も視野に入れてさらに検討を深めるとの説明をさせていただきました。

こうしたことから、今回は令和5年度以降、森林づくり県民税を継続した場合の取り組みの方向性であるとか、森林税と森林環境譲与税との整理などについて説明をさせていただきます。

県民会議でのご議論や市町村、県民の皆様との意見交換などを通じて、今後の方針案を取りまとめることとしておりますので、ご意見等をお願いできればと考えております。

また、来年度を始めとします次期森林づくり指針につきましては、本日は目指す森林の姿であるとか、重点化して取り組む事項などにつきまして、骨子案という形にはなっておりますが現時点での検討案を説明させていただきたいと思いますので、ご議論いただき今後より検討を深めていきたいと考えております。

なお前回の県民会議のときにもご意見をいただきました部のコンプライアンスの推進につきましては、その後私共内部でも検討させていただき、コンプライアンスに関する行動計画というものを全体的に見直しをして、職員それぞれが、また部全体としても県民の皆様の期待に応えられ、またそれぞれの職員がやりがいを持って業務を進められるような組織作りに取り組んでいるところでございます。

本日の内容やお願いなどについて申し上げましたけれども、限られた時間にはなりますが、是非忌憚のないご意見ご提案など頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

会議事項

(1) 次期長野県森林づくり指針について

【植木座長】

皆さんよろしくお願いいたします。

前回の会議でも簡単に触れたのですが、ウッドショックの変化というものが徐々に安定的に落ち着いてきたような気がいたしますが、ヒノキを除き、それでもやはり木材の高止まりは依然続いているようです。

そういう意味では、林業関係者にとっては非常にありがたいけれども、そのところに十分応えられている県の林業体制であるのかどうかということは、いろいろと考えるといけないと思います。仕事の都合で各県をいろいろと見て回る機会もありますが、特に林業県と呼ばれるところに行きますと、非常に木材生産量が多くなっております。林業の生産力に力を入れてるという機械化も含めてそれから労働力の確保をいかにするか。効率性、安全性ということでは、やはり林業県といわれているところでは、積極的な展開をしているというのが目に見てとれます。

そのような中で長野県ではどうするのかというのは、ずっと今まで議論してきたところかと思っております。森林資源が豊富にあって、これだけ県の面積が広い中にあってやはり森林も非常に多様で豊かであるというところは、長野県の非常に有利な点かと思っております。

しかしながら、県における様々な立地条件を考えると、林業にどれくらい適しているかどうかという問題もあり、他県と比べるならばいろいろと考えるところがあるという気がします。

しかしながら長野県、この立地におきましては、首都圏あるいは中部圏と非常に近い奥座敷的なところがあったりしているわけですし、水源林で言えば他県の重要な水源地域として、この長野県は存在しているということになるわけです。

そうしますと、この県は林業の推進というものを前提としながらも、他の面での多面的機能についても、やはり積極的に進めていく必要があります、それが県民のニーズあるいは周辺県民のニーズにも繋がっていく可能性があると思います。地域会議の議論の内容を見ますと、そういった意見も結構見受けられます。私は今後、森林・林業をやっていく場合の一つの重要なポイントは、やはり林業だけの視点ではなくて、多角的視点による森林・林業との兼ね合いということが大変重要になってくるだろうと思っております。それを長野県としてはどう考えていくのかというところ。林業県ではそれなりにどんどん進んでいます。では長野県はどうするのか、将来展望をしっかりと見せていく必要があろうかと思っております。

今回次期指針というものを議論する場でもございますので、皆さんからの忌憚のないご意見を是非お願いしたいと思っております。参加者多方面からの参加でございますので、それぞれの立場からこう思うんだということを積極的にご発言いただいて、次期森林づくり指針について、内容についても充実させていければと思っております。

会議の終了時間は、午後4時です。限られた時間ではございますが、ぜひ皆さんのご協力を得ながら議事進行を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、会議事項の(1)でございます。次期長野県森林づくり指針についてという議題でございます。事務局からご説明をお願いいたします。説明後、構成員の皆様からご質問、ご意見を伺いたいと思っております。

それでは事務局よろしく願いいたします。

説明者：柳原健 森林政策課長 . . . 資料 1 - 1

千代登 信州の木活用課長 . . . 資料 1 - 2

【植木座長】

ご説明ありがとうございました。

ただ今、資料 1 - 1、それから資料 1 - 2 について説明がありました。

ただ今の説明に対して、何かご意見・ご質問があればよろしく願いしたいと思います。

森林づくり指針、今後 10 年間という重要な指針ということで位置付けられておりますので、是非ご意見いただければと思いますが。

【嶋村構成員】

確認ですが、7 ページにある林業経営に適した森林という、このフレーズこの前から気になっていまして、これで見るとざっくり 3 分の 1 ぐらいが、林業経営に適した森林ということのようですが、地域的というかブロック的に、例えば東信とか北信のようなブロック別に見たときにはどうなのかなということをまず教えていただきたいと思います。南信は特に 3 分の 1 あるのかなというのがあります。いかがでしょうか。

【植木座長】

事務局どうでしょうか。地域ごとの林業経営に適した森林の面積といいますか、割合といいますか、そういった資料があれば教えていただきたいのですが、よろしいですか。

【森林政策課 木次課長補佐兼森林計画係長】

特に効率的な施業が可能な森林区域ということで、現在、各市町村の森林整備計画で、今回の設定を行っているところでございます。

長野県におきまして、各市町村に今回、この区域は該当しますというのを既にお配りしておりまして、地域差を見てみますと、例えば流域的な別で見ますと、佐久地域、上田地域の千曲川上流域は、大体 20%ほどがこの区域に該当します。少ない地域ですと木曽地域が 15%程度。長野県全体で見ますと 17%ほどがこの区域に該当します。

これは天然林と人工林が混じりあった山を区域としていますので、その人工林だけを抽出すると、この面積になるということで表示させていただいております。

【植木座長】

確かに地域差はあるかと思いますが、多分林業経営に適した森林ということになると、人工林の3分の1から4分の1が適した森林。これについての内訳は天然林と人工林をまとめたものではなくてどうなのかというのをまた何か機会があったら教えてもらえればと思います。

他に何かございますか。

【大久保構成員】

11 ページの指針の関係ですけれども、3つにゾーニングをするということは非常に大事なことだと思ひまして、森林の持つ多面的な機能をしっかりと効果を出すためには、一番重要なのはそこ2つ目の林業経営に適した森林、いわゆる生産林としてしっかりと木材生産をして更新していく山だと思ひますし、4つ目のいろんな機能については、高い部分の環境林として、きちっと守っていくものでありますし、それから一番下の部分は、いわゆる生活に密着した家のすぐ近くの里山林の整備という形になると思ひますので、こうした森林をきちっとゾーニングをしてそれぞれの管理を目的を持ってやっていくというのは、新しいと言ひますかしっかりと森林機能を出すためにも非常に重要だと思ひますので、こういったことを明確にされたことは非常に良かったと思ひます。

それから12 ページのところで、多様な担い手の確保を進めることは非常に重要だと思ひますけれども、もう一つやっぱりそこにも少し書いておりますが、専業として木材生産に携わる皆さん方の強化も、林業を守るために非常に重要であると思ひますので、その両方がしっかりと噛み合っていくと良いなという感じを受けました。以上であります。

【植木座長】

ありがとうございます。

指針の骨子案ですから、基本的な部分というところで理解しております。

こういうのは一つの姿、それから取り組む事項というところで、大きい括りで示していただいたのはよろしいかと思ひています。

これも今後の具体的な数字あるいは具体的な施策というものは、いつぐらいにまとまりますか。

これは令和5年度からですから、年度内にはそれができてなければいけないのだろうと思ひていますが、事務局いかがですか。

【森林政策課 柳原課長】

今の座長のお問合せでございますけれども、今年度県民会議はまだございますので、次回の県民会議のときには、個別に今取り組んできた施策を振り返り、今後の課題と方向性に沿

って新しい施策を組み立てていくということ、今後 10 年の取り組みの方向性みたいなものは施策レベルで今作業していますので、次の段階ではかなり細かいところもお示しできると思っています。

【植木座長】

ありがとうございます。

他ご意見いかがでしょうか。麻生構成員どうぞ。

【麻生構成員】

質問になります。

今の具体的な数字とか施策ということと関連してくると思いますが、一つはその森林づくり指針の中で【経営に適した山】、と【公益的機能の山】という二つのゾーンに分ける。

それともう一つ、森林環境譲与税の方で【山主が積極的に森林経営管理に関わる山】と、山主はギブアップをして【市町村に預けて整備をしてもらう山】というゾーニングもまた別な区分としてあると思います。

そういった状況の中で今後の森林づくりをしていくときに、いずれにしても民有林は個人の資産であるわけで、その個人資産に対して「あなたのところは林業経営に向いています」、あるいは「向いていません」、「あなたのところは人工林として継続して整備をして再造林しましょう」、あなたのところは公益的機能をより生かすという意味で強度間伐をして、針広混交林にしていきましょうということについて、情報収集と判断をどこがするのか。市町村がするのか、最終的には県がするのか。それからそれぞれの地域、所有者に誰がどのように説明していくのか。多分今後その具体的な施策ということに関わってくると思いますが、そのあたりが全然見えてこないもので、何かわかっていることがあれば教えていただきたいです。

【森林政策課 柳原課長】

お答えいたします。

今ここで明確にお答えできる具体的なところまでの議論が進んでいないのが実情です。

今の長野県の森林を考えたときに、当然民間としての森林経営計画を立ててこれまで施業してきた地域、それと先ほど言及されておられましたけれども、市町村が森林経営管理制度ということで、山主の意向を聞いて、市町村が担うか、あるいは一定の集積を図った上でまたその担い手に担わせるのかという制度が動き出したところでございます。

今年度の指針の検討では、そのゾーニングについての大きな考え方は整理できると思いますが、それについての個別の誘導策ですとかゾーニングですとか、当然森林組合をはじめとした担い手の皆さんのそれぞれの役割というものを整理した上で進めていかなければ

ばならない施策だと思っていますので、ご指摘のところは我々も明確に整理しないといけな
いと認識している部分です。明確にお答えできませんが、これからやっていかなければいけ
ない部分だと思っています。

【植木座長】

堀越構成員どうぞ。

【堀越構成員】

今回の新しい森林づくり指針におきまして、林業経営ということは、かなり意識をして指
針作りをしていただきたいと思っております。

やはり現在の林業関係においては、多々課題があるわけですが、やはり経営として
成り立たない限りは、なかなか林業経営を維持していくのも難しいのではないかと考えてい
る次第です。

一点質問をさせていただきたいのですが、資料の7ページ、林業経営に適した森林という
ことで、過去において主伐、間伐した森林というのは対象の範囲となる部分があるのではし
ょうか。今ご回答いただかなくてもよろしいのですが、過去において手が入った場所におきま
して、以前に申しあげましたワイヤーなどが残置されている地域がありますので、そういつ
た部分をどうするのかということも踏まえた上で具体的な施策を講じていただけたらと思
います。よろしくお願いします。以上です。

【植木座長】

事務局から今の意見に対してコメントございますか。特にないですか。

希望がございましたのでよろしくお願いいたします。他はいかがでしょうか。

上原構成員。

【上原構成員】

指針の中のどこかにあると思うし、表現の中で読みこんでいくと該当するところはあると
思いますが、どこかに生態系というような言葉を、文章の中でも項目を上げるなど、どうい
う形で構わないのですが、何か置いていただけないかなと思います。

これから造林などがどんどん始まっていきますから、例えば動物に置き換えて言います
と、動物が使える森というのは、樹種としても木の大きさから見ても、あるいは下生えから
してみても使える時期というのがあります。

一斉に主伐して一斉に同じものを植えたりしていくと、今度はそういうのは狂ってしまう。
そうすると、そこに生きてるものは里へ押し出していくしかなくなってしまうということに

もなりますし、また森そのものを維持する上でも、僕も碓氷峠の中に自然観察用の小屋を作らせてもらって、森をいつも見ていますが、結局森を維持する上でも、生態系のサイクルをどういうふうに維持しておくかということが、かなり大きな意味を持つてくると思います。種を運ぶにしても鳥が運びますし、芽かきも動植物がやりますから、人間だけではなくてそういった生態系というものをうまく活用しながら進めるという表現を入れておいていただけたらありがたいなと思います。以上です。

【植木座長】

県の方で生態系という言葉あるいはその考え方を入れられないかということですが。

【森林政策課 今尾課長補佐兼企画係長】

ご意見をいただきましてありがとうございます。

現行の指針でも、やはり生物多様性の保全に配慮した森林管理の推進という項目があります。今ご指摘いただいた観点も踏まえながら考えていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【植木座長】

よろしいですか。

他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

事務局お願いいたします。

【森林政策課 木次課長補佐兼森林計画係長】

先ほど嶋村構成員からご質問があった数字を計算し直しました。

まず流域ごとに言いますと、千曲川上流域が 28%になります。

私共で試算した 10 万というものよりももう少し広い 16 万ヘクタールというのを全体で設定して全てを拾った場合ですね、その中で 10 万ヘクタールに絞り込んでということになります。その 16 万に対しての率でございます。

伊那谷が 30%、木曽谷が 9%、中部山岳地域が 13%、千曲川下流地域が 20%で南信州地域だけ見ますと、13%になります。

【植木座長】

県内の全森林 16 万ヘクタールに対しての割合ということですね。

また何かご意見ありましたらこの辺の数字はいろいろ出し方があって、今口頭でやるとなかなかピンとこない部分があったりしますので、直接事務局へお聞きいただきたいと思います。

す。

他いかがでしょうか。何かございませんか。

高田構成員。

【高田構成員】

資料 1 の関係でお尋ねしたいことが 4 件あります。まず資料 1 - 1 の 4 ページのところ
で先ほど目標値と実績値の差について説明をいただいたのですが、製材用の木材生産量の伸
びが小さいというお話がありましたが、考え方としては、需要はあるけれども生産が追いつ
かないのか、それとも事業自体が小さいというか、大きくなかったのかというところはどの
ように考えたらいいのかというのが一つ目です。

二つ目は、林業従事者が減少しているというお話があったのですが、先ほど植木座長の話
もありましたけれども、他のいわゆる林業県において、その林業従事者の減少は全国的には
減ってはいるのですが、他の林業県の減少幅が小さいのかどうか。長野県が確か素材生産が
全国 14 位ぐらいで、ここと比べて資料 6 ページに載っている北海道とか岩手県とか宮崎県
は、従事者はどのような具合なのか教えていただきたいと思います。

それから、先ほどお話がありました資料 1 - 1 の 7 ページの 10 万ヘクタールの話ですが、
この理解としては、漠然と 10 万 ha なのか、もう地域については、ある程度絞り込みがさ
れてるということなののでしょうか。もし絞り込みがされているようだとすれば、この 10 万
ヘクタールの中で、今現状主伐している割合というのがわかるかどうか。今日答えが出るわ
けではないと思いますが、教えていただきたいと思います。

それから、4 点目ですが、13 ページで想定される数値目標をいくつか出していただい
てるのですが、新たな指針作りで目標設定を新しく置く項目と、これまで数値目標があっ
たけれども、次期にはやめてしまおうというものがあるかどうかというのを教えていただ
きたいと思います。

【植木座長】

事務局からのご説明をお願いします。

【県産材利用推進室 棚秋室長】

まず一つ目、製材用の素材生産量が需要よりも多いのか少ないのかというご質問ですが、
県内の製品出荷量から分析しますと、例えば県外から素材を持ってきたり、あるいは外材の
丸太を買っている量は、それほど大きく増えていない状況です。従って製造工場に必要な丸
太の量というのは概ね賄えている状況ではあると思います。ただしこれは川中の状況だけを
捉えているので、川下側の住宅の需要から見るとどうなのかということですが、住宅の中で

どのくらいの県産材が使われているかという統計がありませんので、この部分は推測になりますが、県の住宅着工戸数そのものは、それほど大きく増減がない状況になっておりますので、県内の製造工場から供給している量というものに関して言えば、本来であれば（住宅建築で）使う量は大きく変わっていないということですが、それは高田構成員のご指摘のように、製材そのものがあまり伸びていない中で、こうした状況はしっかりと把握できていないことから、単純に製材の需要だけで捉えられない部分があるので、もっと精緻に調べなければいけないと考えており、先ほどの県外の需要なども加味しながら、考えなければいけないと思っております。

【信州の木活用課 千代課長】

二つ目のご質問、いわゆる九州の、宮崎であるとか東北の岩手であるとか、林業県と言われる生産量の多い県について従事者の減少幅はどうだというお尋ねですけれども、各県の資料はあるのですが、今調べていますので、後ほどお話できればと思います。ただ、全国平均と見比べたときには、傾向はほぼ同じと見ておりまして、あと岩手県とか宮崎県とか林業の生産が進んでるような県と森林の単位面積あたりの従事者数というものを見たときには、あまり変化はなかったと記憶しておりますので、そういった部分から考えますと、あまり大きな変化はないのだろうと思いますけれども、減少幅がどれぐらいの差があるかというのは、後ほどまたお話をさせていただければと思います。

よろしくお願いします。

【植木座長】

3点目、10万ヘクタールについて答えられる範囲でお願いしたいと思います。もし無理であれば、次回でも結構です。

【森林政策課 木次課長補佐兼森林計画係長】

10万ヘクタールについてお答えいたします。

まず、市町村森林整備計画においてこの区域を定めることになりましたが、県の地域森林計画書にこの区域の指針を示しています。

まず小班区域、森林を林班と小班に区切ったとき、小班の区域の半分以上が人工林であるエリアは、その区域の地位の半分以上が3以上であること、その小班の平均傾斜が30度以上であること、小班の位置が道から200mの位置に接すること、制限林を除くという条件で絞りまして、先ほど申しましたように約16万ヘクタール、これはこの区域の天然林を含むものでございます。そのうち人工林だけで見ますと、約11万7000ヘクタールほどになりまして、市町村の森林整備計画で区域の設定を令和3年度、令和4年度、令和5年度まで

かかる市町村もあるかもしれませんが、区域を設定中でございまして、10 万ヘクタールは積み上げの数字ではございません。

【森林政策課 今尾課長補佐兼企画係長】

私の方から最後の質問についてお答えします。

今の再造林がどのエリアで行われているかについてですが、10 万ヘクタールについては、今お答えさせていただいたとおりで詳細の決定はこれからになりますので、どこで再造林が行われているのかということについては、ここでお答えできない状況です。

【植木座長】

他にご意見ございますか。

資料 1 - 2 の労働力問題も含めて結構でございます。よろしいでしょうか。

金子構成員どうぞ。

【金子構成員】

この 10 万ヘクタールを（森林に）適した森林として設定されたということで、効率性からいっても長野県は急峻な山が多いので、他県に比べてそのビジネスとして取り組むときに、競争力は当然厳しいところも多いわけですから、これについては結構なことだと思いますし、また労働力というところにおいては、やはり働く人たち従事者に応分の報酬がないと参入していくということは厳しいということですが、しっかりとリカレント教育されるということであれば、例えば技術報酬というか、テクニカルなものを持っている方に対してはより高い報酬を出すとか、そういう考え方もあっていいのではないかと考えているのが一つです。先程の説明にそれが入っていたのでこれは了解です。

もう一つ私は CO2 のことを気にしておりまして、例えば秋田県は森林整備による CO2 吸収量認証制度というのを作られています、長野県ではこれはもうできていましたでしょうか。そのときに、例えばその樹種によっても、それから樹齢によっても CO2 の吸収に関してはその数字が違うと思いますけれども、そうしたことを掛け合わせながらその森林がどれだけの吸収量があるかということを認証していくということ、これは木を製材して売ることとは全く違うビジネスが今あります。CO2 のカーボン取引です。これももしかしたら森林をたくさん持っていて、10 万ヘクタールに該当しない森林も、これから CO2 を取引で売ることによって収入が入ってくる可能性があります。その視点での森林経営というコメントが少し薄いように感じましたので、その辺はどのように捉えているのか。もう間もなく多分世界的にトレンドになると思っているのですが、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

【植木座長】

事務局よろしくお願いいたします。

【森林政策課 柳原課長】

それではお答えいたします。

森林吸収のクレジットに関するご質問でございます。

認証制度については任意の部分についても長野県としては取り組んでいますし、今 J-クレジットという公の認証で、長野県の認証ですと 1t 当たり 1 万 5000 円という価格で取引されているものがございます。長野県の県有林ですとか、あと市町村が取り組んで、木曽町なども積極的に取り組んでいる部分がございます。それは金子構成員がおっしゃるように、これから企業側がカーボンニュートラルを目指して、森林吸収に関するクレジット取引に興味を示しているという現状がございますので、自治体が取り組む森林整備をクレジット化する方策について、今年は少し予算をかけてマニュアル作りをしています。そういったものを多くの自治体に示しながら、クレジット取引の一つの支援という形で進めていきたいというのが実情でございます。

【森林づくり推進課 井出課長補佐兼造林緑化係長】

造林緑化係の井出です。

県の CO2 吸収認証制度ですが、これについてはこの森林税を活用しまして森林の里親企業の寄附による森林整備について県が認証するという制度を作ってしまして、令和 3 年度では 1,371t の CO2 吸収量を認証したという実績がございます。以上です。

【植木座長】

他はいかがでしょうか。

平賀構成員。

【平賀構成員】

資料 1 - 1 の 11 ページですが、この 4 番目にさらに里山など人の暮らしの身近な森林の多面的利用ということで、多面的利用と一括りにはなっていますが、ここの部分は非常に大切だと考えていまして、教育、観光、食、エネルギー、暮らし、レクリエーションなど様々な場面で森林が県民にとっても大切な役割を果たしていると思ひまして、人々が森林に触れていくことで逆にその森林を使おうという機運が高まっていくと考えています。先ほどお配りさせていただいた「森林と暮らしの手引き」もそのような視点をすごく盛り込んでおりま

す。多分ここの多面的利用のところに全部入れ込んでいらっしゃると思いますが、本当にありとあらゆる分野として、森林の多面的利用、多角的な活用が望まれると思いますので、ここをもう少し具体的な教育、観光、食、エネルギー、暮らし、レクリエーションなどにも使うことで森林に親しんでいくということを入れていただいたらいいのかなと思います。

【植木座長】

多面的利用の中で木材は木材でいいのですが、その他の機能についての役割というのが今後ますます重要であるということで、是非具体的な記述をお願いしたいと思います。

【森林政策課 今尾課長補佐兼企画係長】

ご意見ありがとうございます。

我々も、その視点は重要だと思っております、資料1-1の12ページの重点化して取組む事項の4番目にその思いを入れていたつもりです。ただおっしゃるとおり具体的な記述ではないので、それは今後具体的な施策の整理の中で記載していきたいと思っています。

【信州の木活用課 千代課長】

先ほど高田構成員からのご質問で、林業の先進県、ここのグラフにも示しましたように、北海道、岩手県、宮崎県の、国勢調査結果で平成22年から平成27年の5年間の減少幅で取り出してみますと、北海道で12%減、岩手県で13%減、宮崎県はちょっと多くて21%減ということで、先進県と言われている県でも大体15%前後で減少しています。それと同じ時期で、全国平均を見てみると13%減ということで、全国の減少の傾向と先進県であろうがそこは変わらないと見ております。その物差しで長野県を見た場合は、実は国勢調査なのでこういった形で数を読んでいるのかということもありますが、長野県の場合は96%、なので4%減という、減少幅はその5年間でみると非常に小さかったということです。少し特異な感じがしましたので、20年の物差しで見た場合には、全国も長野県も大体45%ぐらい減少していますので、林業従事者の減少というのは、ほぼどこかが突出していてどこが増えているとかということではなくて、林業従事者の減少というのは、この数年あるいは長年で見ても減少の傾向というのはほぼ同じではないかと考えております。

【森林政策課 今尾課長補佐兼企画係長】

高田構成員からお尋ねがあった数値目標の関係ですが、まだこの辺の議論というのはやっている最中で、いろいろご意見はあるのですが、一つ言えるのは、再造林面積、新しい山をどれだけ作っていくのかということは、今までの話には目標がなかったので、作っていくべきじゃないかという議論をしているところです。

あと悩み所は、基本方針3のカテゴリーの数値目標です。目標を設定すると実績はどうだったのかというのは、きちんとした実績を取れるものでないと設定できないので、その辺は内部でも悩んでいるところでございます

【植木座長】

嶋村構成員どうぞ。

【嶋村構成員】

資料1－2の3番目の林業労働力の確保の促進に関する方針というところで、保育の従事者の確保に向けた取組ということで、保育従事者を改めて取り上げたことは良いことだと思いますけれども、この保育従事者を改めて切り出して取り上げているのは、どのように保育従事者を捉えているのかということを確認しておきたいのですが。

【植木座長】

事務局、よろしいですか。

【信州の木活用課 千代課長】

保育従事者に特化したような書き方をしているということで、その理由であります、年齢構成を見てもわかりますように、間伐の適齢期が過ぎてきまして、人工林、特に先程来説明がありますように、林業で循環的に生産をしていくような人工林に関してスポットを当てて当然のことながらこれから主伐そして再生林が進んでいくだろうという中で、今も約1,500人位の従事者の皆さんがいらっしゃるわけですが、このうちの大体900人余が伐採素材生産に携わる皆さん、そして残りの600人弱が保育の皆さんということです。近年主伐が徐々に進んでいきっているわけですが、主伐をすると再生林しなければならないというところで、なかなか造林保育の皆さんがいらっしゃらない、不足しているという中では、素材生産の仕事をする皆さんが、今度は植える・育てる方の仕事もやられるということで、このような実情から先ほどの先進的と申し上げているような県と比較したときに、1人当たりの年間の素材生産量というのは、長野県は全国平均の半分くらいなわけです。こうしたことから、伐る技術を持っている皆さんは、伐採してそれを出して販売していくという方の仕事に専念をしていただく必要があるのではないかと。そうしたときに、どこの部分が必要になってくるのかというと、伐った後に専門的に植えて育てるといったところの方々を手当していく必要があるだろうという流れで記載をしております。

【高田構成員】

私は以前から産業としての林業についての考え方を強く打ち出していきたいと申し上げてきたのですが、先ほど堀越構成員からも、いわゆる林業経営を意識しての指針づくりをお願いしたいというお話がありました。そうすると、先ほど私から質問させていただきまして想定される数値目標、ここにやはりそういった観点からの数値目標というのを是非入れていただきたい。この中でいうと、資料 1 - 1 の 13 ページの最後、林業産出額のうち木材生産額で良いと思いますが、いわゆる金額ベースでこういうものをいろんな議論はあると思いますが、是非入れていただければと思います。

基本方針Ⅱのところ⑦林業の生産性の向上とありますが、この生産性の向上と同時に、生産性と例えば収益力の向上というような文言というのは入れられないか、ご検討いただければと思います。

【植木座長】

2 件ご要望がございましたのでご検討いただければと思います。

他にどうでしょうか。秋葉構成員どうぞ。

【秋葉構成員】

今日のところは細かい施策は次のこの会議で出てくるということですので大きな方針のところだけで申し上げようと思いますが、資料 1 - 1 の 12 ページに重点化して取り組む事項が四つ挙げていただいているところに、文章がこのように入っているのかなという皆様からのご指摘と同じように、例えば私も前回、新しい産業化をするということを意識していただけないとか、あるいは新しい働き方を取り込んでいただきたいとか**申し上げました**。というようなニュアンスは入れていただいているようには感じております。

ただ、具体の施策がまだ見えていないので、今日の時点では気になるところを二つお伝えできたらと思っています。大きく言うと一つです。森林に対する人間の、それは日本人だけではないですけども、求めるニーズがこの 10 年もそうですし、もう少し長く考えたときにかなり大きく変わっていつている渦中にいるという認識を私は持っています。その上で二つ申し上げたい。一つはエネルギーの話です。高層の建築物を木造化しようという動きが世界的にも非常に活発になってきていて、そういうところの新しい木材の利用価値というものがこの計画期間は 10 年ですので、吸収しづらいとは思いますが、どのように意識をしておくべきなのか。あるいは逆に意識しないのか、そこは考えておきたいという点が一つです。

それからもう一点は、これも国際的な動きで、日本は OECM のゾーンを指定して生物多様性それから地球温暖化防止にも貢献しようということを環境省が中心となって動いています。日本も 2030 年までに陸と海の 30%以上を指定し保全しようという動きが出てきている中で、実は植林している森林自体もきちっと生物多様性を維持することができれば、こ

の 30by30（サーティバイサーティ）の中に入れていけるという議論になってきています。そのように考えたときに、今産業として森林を使うということをずっと議論しているのですが、産業として使いつつも先ほどご指摘があったように、生物多様性が同時に維持できるという、非常に欲張りですが、実はそういう発想も私達に求められているので、そういうことに対して施策を具体化していくにあたって、入れておけないだろうかという希望といいますか問題提起というか、その2点です。

その意味で、資料1－1の12ページに挙げていただいている4点は、大きく分けると今までの議論を取り入れていただいているのではと感じております。以上です。

【植木座長】

ありがとうございます。只今のご意見、参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

岩崎構成員、よろしいですか。

【岩崎構成員】

資料1－2ですが、基本計画の概要案ということで、具体的に新設の項目も多く入れていただいております。これからもう少し詳細が示されるとは思っておりますが、労働力確保ということで申し上げます。3 林業労働力の確保の促進に関する方針の上からの2つ目で、選ばれる林業、就業希望者数をどんどん増やしていくという点について、新設項目もあり非常にありがたいですが、一番大事なところは働く人の安全や、林業就業者の心身の健康なので、魅力ある産業をつくるということであれば、4 林業労働安全に関する事項今回新設していただいた適切な事業の実施について、危険な作業や無理な作業を避けるための工期の設定などを両輪でやっていただきたいと思います。また女性に関する項目を入れていただいたり前回の議論も踏まえて、作っていただいていることが分かりましたので、さらに今後示される計画を詳しく拝見したいと思っております。

要望としてご検討いただきたいことですが、主な指標の設定の項目案についてです。やはり他産業並みの魅力をと考えたとき、この中の施策の進捗を具体的に図っていく一つの物差しとして、例えば女性の就業者数の増加や、ワークライフバランスという点から労働時間や難しいのかもしれませんが、所得の増加などの指標もあったらどうかと思いましたので発言させていただきました。以上です。

【植木座長】

はいありがとうございます。

具体的に指針を作るにあたってのご意見でありましたので、よろしくお願いいたします。

他の構成員よろしいですか。

それでは私の方からお尋ねします。

これから指針を作るわけですが、長野県の森林づくりの展望を描く上で、現状の分析というのは大事です。そこを明確にしておく必要がありますが、今日のところは全体像ではないので、あまり突っ込んだりしませんが、今日出された資料の中で少し教えてください。確認の意味も含めてですが、資料 1 - 1 の 4 ページに一覧表がございます。実は令和 3 年度の木材生産実績が 62.5 万 m³。かなりの量だなと思って見ていたのですが、そのうち間伐の搬出量は、令和 2 年度のデータなのでどこまで令和 3 年度と合うのかということはあるんですが、13.4 万 m³ です。この差というのは一体何なのか。要するに、主伐として見ていいのかと。全体の出荷生産量ですから、製材とか合板は歩留まりがあってそこで見ているのか、そこがわからないのすごくわかりにくい。生産量から間伐量を引いた値は主伐として見ていいのかということが一点。

それから、県産材出荷量（年間）とありますが、これは何をどのような意図で書かれているかというのが意味がわからなかった。これは長野県で生産された森林資源が県内で消費された量ととらえざるを得ないんですが、そうすると基準値、これが平成 21 年の 12 万 m³ が令和 3 年で 10 万 9 千 m³ しかないとなっています。伐採量は増えたけれども、県内出荷量が減ったというのは、県外に流出しているのかということです。そうすると、前から言われております長野県が「草刈り場」になる恐れがあるという点が、もはや現実的なものになっているということですか。教えてください。

それから、データの出し方でお願いですが、例えば資料 1 - 1 の 8 ページの表です。今後の展望ですが、我々が見る場合は、現状を明確にしながら過去を分析して将来を展望するということを大体行います。これだと過去がわかりません。せめて過去 10 年間のデータを出してほしい。その上で現状はこうなっているからこうであるというような、ある意味科学的な判断も含めて説明してほしい。同じことが次の 9 ページにありますので、データの出し方についてお願いします。

お願いはそれとして、最初の 2 点をご説明いただけますか。

【森林政策課 今尾課長補佐兼企画係長】

間伐材搬出量の数字ですが、この数字を正確に把握するのは非常に難しく、今私どもで把握してるのは補助事業による間伐の搬出対象になりますので、その補助事業の中で把握しているものが掲載の数字となっています。

62.5 万 m³ との差が主伐の材積かというご質問ですが、間伐以外には主伐（による生産量）と国有林から出てくる生産量があります。間伐材の搬出量ということではありますが、実態はもう少し間伐による木材の生産量はあるのではという状況でございます。

それと県産材出荷量（年間）という名前は、正確さを欠いており申し訳ございません。正確には、県内の製材品出荷量になります。県内の製材工場で製材品として出荷された量ということになります。

先ほど植木座長からの生産量は増えたけれども県産材の出荷量が減っているということは県外に出ているのかというご質問ですが、用途別素材生産量（合板用）という数字がございます。県内には合板工場はございませんので、こちらの数値は丸太の状態で県外の合板工場に運ばれているものになります。これが基準値の平成 21 年に 7 万 6 千 m³ だったものが、令和 3 年に 20 万 7 千 m³ にまで増えたという状況であります。

【植木座長】

製材用出荷量としても結果的に減っているということだと思います。地元の製材工場で引かれる材が。やはり地域経済にとってどうなのかということは考えなければいけないのかなと思います。

最後に一点要望ですが、指針を作る際の基本的スタンスとして、県民にわかりやすい指針を作ってほしいということです。これまでずっといろいろと議論してきた中で、今日もこれを見てこれから進める指針の目玉は何なのかというのがどうもわかりにくい。皆さんはあれも重要だ、これも重要だということになるのですが、もっとメリハリのある表現にしてほしいということがあります。

それから、やはり今日は世界的な環境変化が大きいということと、それから森林劣化が著しいというのは、グローバルで見たらまさに森林は危機的な状況にあるわけです。そうした場合に、この指針で明確な哲学を出してほしい。長野県としてどうするんだというローカルな視点としての役割、それは何なのかということを明確にしてほしいと思います。結構しんどいかもしれませんが、これがなければやはりただの文章化されたものと捉える人は捉えるだろうし、県民がこういうことかと、林務部というのはこういうことをやるのだという、この辺がわかりにくいということであれば、林務部の位置付け、存在意義というの、やはり県民からしたらどうなのと言われるかもしれない。大げさに言っていますが、今後 10 年間の指針ですからそれくらい大事なものだと思います。そういった哲学を明確にしながら何をやるのだという目玉をはっきりさせ、やるべきものは万難を排しても実施する、実行するんだという意気込みを、指針の中に、読めばそういう感じが受け取れるというくらいにしてほしいと思います。

この辺は公務員の方々の苦手なところかもしれません。客観的に淡々と書くのが普段ですが、やはり指針にはもう少し想い、哲学というものがあつた方が私はいいいのではないかと思います。今日いただいた資料だけでは、まだまだ事務局の方からもその意気込みは我々に伝わっていないと思います。実はこう思っているのだと、是非具体化されたときに

はその辺をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは今いろいろと皆さんからご意見をもらいました。事務局としてはただいまの構成員の皆さんからのご意見を参考にして、さらに具体的なものに仕上げてください。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。時間が結構押していますので、もしトイレに行きたい、少し休憩したいということであれば、各自それぞれの判断におまかせします。一応全体的な休憩はとりません。申し訳ございませんが休憩時間はとりません。そういうことでよろしくお願いいたします。

(2) 令和5年度以降の森林づくり県民税のあり方について

次の議題、(2) 令和5年度以降の森林づくり県民税のあり方についてということでございます。

事務局よろしくお願いいたします。

説明者：柳原健 森林政策課長 . . . 資料2

【植木座長】

どうもありがとうございました。

資料2参考は、あくまで参考ですので、また持ち帰って確認してもらえればと思います。

本題としては資料2の令和5年度以降の森林づくり県民税のあり方についてということになります。令和5年度以降というのは、第4期になります。第4期はやるのかどうかということは、実は現段階では決まっているわけではないのですが、状況判断からして、例えば知事の発言ですとか、市長会、町村会のご意見だとか、諸々の状況から判断して、また今回のアンケートを見ても県民の方々は結構森林税に対して期待してる部分ある。このような状況があるという中で、このあり方についてという基本的なところが出されたというところでございます。

何かご意見、ご質問あれば、簡潔をお願いしたいのですが。

堀越構成員どうぞ。

【堀越構成員】

簡潔に2点ございます。

まず資料2の8ページですけれども、森林環境譲与税のところで、市町村の個別課題に対応した施策となっていますが、次のページで県民税の活用事業との違いというのは、これで整理されているのかと思うのですが、県民税の方の中で森林づくり推進支援金と森林環境

譲与税との違いというのは、どこで線を引いてるのかよくわからないので教えていただきたいのが1点目です。

それから2点目といたしまして、これも要望の中には入るのですが、再生林の加速化というようなことが大きな目標として掲げられているわけですが、それにつきましても、やはり再生林ということは、鳥獣（害）防止帯の問題がやはり出てくるかと思います。そういう中で、先ほども個別には回答いただいているのですが、やはり防止帯について、生分解性のものを取り入れてこそゼロカーボンを目指す県ではないかと思っておりますので、その辺は積極的にご検討願いたいと思います。

そういう中で、現在（森林の）里親制度をやっております企業と、先だっていろいろ意見交換をさせていただきました。里親制度の企業といたしますと、企業の従業員は年に2回、現地に行って森林保護のためのボランティア活動も企業として行っているそうですが、そういった中において、鳥獣（害）防止のためのネット巻きの作業があるそうです。それについてはやはり生分解性のものがあることは知らなかったというようなことで、県としてそういう教育も必要ではないかと。現地の森林組合などが人材として派遣されてるようですが、そういったところでの教育というものも必要だと思いますので、その辺もよろしく願いたいと思います。特に里親制度に参画する企業におきましては、環境認識が非常に高くサプライチェーンを目指す企業として非（生）分解性のものを使っているということに対しては非常に心を痛める部分でもありますので、その辺はよろしくご検討をお願いしたいと思います。以上です。

【植木座長】

ありがとうございます。

1件目の質問、2件目のご意見。コメントがあればですが、1件目の質問に対してよろしくお願いします。

【森林政策課 柳原課長】

説明の中で触れずに申し訳ございませんでした。資料2の2ページをご覧いただきたいと思います。

先ほどの市町村課題に対応する部分で、これまで県民税では森林づくり推進支援金という形で活用いただきました。2ページのⅣのところでございます。9から12と書いてある上ですが、市町村への定額配分による森林づくり推進支援金に変えて、地域において必要度の高い事業をメニュー化して支援ということで、森林環境譲与税との関係を整理した中では、森林づくり推進支援金の中身に着目をして、特定目的の補助金化ということで利用していただいたらどうかということで整理をしているというものでございます。

【植木座長】

2 件目についてコメントがあればお願いしたいと思います。

【鳥獣対策室 小澤室長】

先ほど鳥獣被害防止の関係のご意見をいただきましたけども、鳥獣防止対策ということで、当然その後のメンテナンス、コストなども関わってきますので、そういったものも含めて、その環境に負荷をかけないような製品についても、今後いろいろ関係者と話をして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【植木座長】

大久保構成員をお願いします。

【大久保構成員】

何点かをお願いします。

まず資料2の1ページの関係ですが、次期計画を大きく4項目に分けていただき、特に4番目の市町村と連携した森林等に関連する課題解決について3期でもいろいろ実施していただいていたわけでありますけれど、その中で特に市町村からの要望事項を一まとめにいただいて、非常に市町村としてはありがたいなと思います。こういったことを県民の皆さんにも理解していただきながら、しっかりこの事業ができればありがたいと思いますし、また予算等についてもそれぞれアンケートをとる中で、重点配分等についてもぜひご検討いただければと思います。

それから次の4ページの再造林の加速化については、ここに書いてあるとおりでよろしいかと思いますが、ゼロカーボンも大切ですが、ゼロカーボンに加えて資源の有効活用のための適期の利用ということも重要になってくると思いますので、そういった部分もどこかに記載があった方が良くと思うことと、あと獣害対策も今少し意見が出ましたけれども、生分解性のものを使う、あるいは獣害対策そのものについてもしっかりと対応していかないと再造林が成り立っていかないという現状がありますので、是非そういった部分も事業概要の中で支援等がいただければありがたいと思います。

それから最後に7ページのところです。先ほど柳原課長からもご説明がありましたけども、この事業の中では全体的に多様な担い手の皆さんへの支援が重点になるのは理解できます。林業の中核的な担い手、これは別途検討ということでありますけども、ここの部分の支援も非常に重要になりますので、この事業とは別途でも結構かと思いますが、そういった部分でもしっかりとご支援いただければと思います。これは要望であります。以上であります。

す。よろしくお願いします。

【植木座長】

今、いくつか要望が出されました。ご検討のほどよろしくお願いいたします。
他にどうでしょうか。麻生構成員どうぞ。

【麻生構成員】

3点お願いします。

一つ目は、この県民会議の設置要綱にもあるように、課税期間終了後の継続の可否について検討するということについては、県民会議の役割であると書いてあります。

それで令和3年度のレポートの中にも44ページに次期の森林税のあり方について、こういう経過で検討しましたということは報告されているわけですが、これを見ても今年度はコロナ禍の状況があったというのは当然あるのですが、検討のプロセスはかなり前回の終了時期とは違うと思います。県民会議が今後この森林税の継続の可否について何らかの議論、結論を出して、知事への提言の必要があるかどうかということは別としても、一つのまとまりを持った結論を出すとしたら、それはいつになるか。もう既に9月が目前ですので、スケジュールがどうなっているか知りたいというのが一つです。

それから、この県民税について、県民にアンケートを行いましたという形でここに報告をされていますが、もう一つ、県民の生の声を聞くのに非常に重要なものが地域会議だと思います。地域会議の資料もここに今回いただいていますけれども、北アルプスが7月に開催した地域会議において次の森林税について言及がありましたけれども、他の地域会議ではどうなのでしょう。10の地域会議で、地域の森林税に関わっている、あるいは森林に対していろいろ興味を持ったり、実際に携わっていらっしゃる方の多くの声を吸い上げて、いただいた意見をもとにこの県民会議でそれも協議するというのが一つの役割だったと思っています。そして、この地域会議の中でもご指摘で、県民会議にどのように取り上げられているのか、県民会議で出た結論が我々にフィードバックしてきていないというようなご意見をいただいていますので、地域会議の重要性、また県民会議の今後についてどのような議論が行われているかということについては、ぜひ教えていただきたいと思います。

それから施策の方ですが、再造林を加速するというのはまさに願ってもないことですが、以前お尋ねしたときは、これは県民税でやる事業ではなくて一般財源の方でやりますというお話でした。今回これを県民税の方ですごく後押しをするとすると、県民税オンリーなのか、一般財源の方でもやりつつ、県民税がそれにプラスをするのかということが一つと、それを進める上で、資料2の3ページですが、一定の要件を満たしたものに対しては、補助を嵩上げするということが出ています。この条件というのは、言わば大型機械だとか下

刈りも機械でと、どちらかと言うと大きな事業面積があつて大きな事業体が入ってやるものに対してこういった恩恵を得られるのではないかと思います。けれども、実際問題皆伐をやつて、そのまま天然更新の名のもとに取り残されている皆伐地というのは、事業面積が小さく急峻のところが多いのではないでしょうか。新たな事業体への支援という観点で兼業だつたり自伐だつたりいろいろな多様性のある小規模事業体の方にも是非頑張ってもらいたいという点では、この一定要件というのは相容れないものがあるような気がして、小さい事業体の人たちにはこの恩恵は得られないのでは…と感じています。

なので、小さな皆伐面積をどうすくい上げて再造林に繋げるか。それからそういったところで仕事をする小さな事業体についてどう支援をしてあげるかということについても、是非盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

【植木座長】

質問が二つほどあり、最後は意見ですが、事務局から簡潔にお願いします。

【森林政策課 柳原課長】

まず1点目のスケジュールの関係でございます。今課題整理をして、こういった形で皆様のご意見を聞いている段階ですので、ただ前回の例に倣えば、9月に入れば次期森林税についての方針案を出していくというのが前回の例でございますので、スケジュール感としてはそういうことでございます。

県民会議は要綱がございしますが、特にやるということについて、私共が言及すべきことではないと思いますけれども、第3期に入ったときに、評価検証というのが位置付けられて、この県民会議で森林税についての評価検証をやっているのはかなりこの会議の重要な部分だと私個人的には思っているところでございます。

2点目の地域会議については、本来であればそれぞれの地域振興局単位でやっていただいておりますが、今回の指針の改定ですとか森林税についてもご意見を聞くということで、私も（このうちの）3局ほどに出ております。半分くらい出る形だと思っておりますが、先ほどここに付いている北アルプスもそうですし、佐久や北信のところでも森林税に関しては、継続というかやるならこうだという提案も非常に多くいただいて、それが議論の中心になってございました。私も皆さんも森林税での実際の効果もご覧いただいておりますし、今後引き続きやるならこういうことには配慮してくださいというご意見をいただいておりますので、森林税に対するご意見の一つだと捉えているところでございます。

【森林づくり推進課 中島課長】

再造林に対する支援策のご質問でしたが、今年度も面積が250ヘクタール程度の計画で

すけれども、国庫補助は 5 割で県の補助が 2 割、それに対して（更に）15%の再造林の支援という制度で今年度運用しております。来年度以降も森林税で 15%の嵩上げを検討しているところです。

小面積皆伐への支援ということでございますので、制度設計につきましては今後参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

【植木座長】

私も県民会議と地域会議の関係性というのはずっと気になっておりまして、多分表裏一体の関係だと思っています。我々は議論していますが、地域会議でも同じように議論していて、地域会議では県民会議の方でぜひ議論してほしいという意見も結構あるようです。それがどう議論されたかというフィードバックができてるかどうかなというのは、やはり地域会議としてはもしかしたらいろいろとご不満かどうか分かりませんがご意見があるのだろうと思っています。ただ似たようなことを議論しています。ですから、そう考えれば地域会議の議論が県民会議で議論されていないかと言えばそういうわけではなくて、かなりの部分で合致しているような気がいたしております。

ただ、お願いですが地域会議の方にもフィードバックして、ご説明した方がいいのだろうと思っています。

他にいかがでしょうか。大井構成員どうぞ。

【大井構成員】

資料 2 の 3 ページの再造林の部分ですが、今後 5 年間の再造林面積のイメージということで、ご覧いただいてわかるように、このグラフの推移を見ますと年間あたりで 160 ヘクタールずつ増加していった、そして令和 9 年度に 1,000 ヘクタールを実現したいとするものですが、先ほどの資料 1 - 1 にさかのぼる質問、要望となり恐縮ですけれども、このペースで伸びていくと 10 年後には年間 1,250 ヘクタールとありますが、令和 10 年度以降の伸びは鈍化しています。これは資料さかのぼりますけれども、資料 1 - 1 の 8 ページで、令和 10 年度以降の計画ということでここでも表されているとおりにかと思っています。

主伐した面積と再造林の面積というのがマッチをしていくのが理想ですが、今の状態というのは先人が育んでいただいた森林というのを食いつぶしているという言い方もできると思います。将来的には、令和 14 年度までの新指針においては、少なくともマッチするぐらいのところまで持ってきていただきたい、という思いもあったわけですが、そのような中で、令和 10 年度以降はどうして鈍化をしてしまうのかということのお尋ねと、それから再造林面積がこの計画どおりにいきますと、主伐と再造林の面積がバランスして、上回っていくというような理想を考えた場合、令和何年度くらいでバランスを保って上回っていく想定をさ

れているか伺います。

【植木座長】

事務局よろしいですか。

結構難しい質問だと私は受け止めたが。

【森林政策課 柳原課長】

非常に答えるのが難しい質問だと思っていますが、今回は森林税を主伐・再造林に活用するという事で記載をさせていただきます。

これまでも森林税は5年を周期に取組を進めていますので、5年間については嵩上げに活用するという事で明らかになっています。その5年後、さらに先の部分については、5年後を迎えるまでの評価をしっかりとやって、その取り巻く情勢も含めてさらにその先の取組を追加でやるのか継続するのか、あるいはもうそういった施策ではなく、民間に委ねるのか。いろいろな選択肢はあるかと思いますが、特にやはりこの5年間の加速化という部分で、こういうシミュレーションとなっているということで、私ども考えの基本になっています。

2点目のバランスの件ですが、私もお答えが難しいと思っていますが、やはり今の状況の中でどういうあたりが本当に最適なのかというのを判断するのは非常に難しいと思っています。

いろんな施策、特に産業としての木材利用の循環利用の観点と、カーボンニュートラルの観点でこういう取り組みを進めていきますが、その先当面5年10年ということで基点を置いてある程度目標数値を出しますが、それが最終ゴールではなくて、場合によっては途中経過になる可能性もありますので、よくその取り組みを評価しながら着地点をしっかりと検証していくというのは大切なのかなと思っています。抽象的なお答えで申し訳ございません。以上でございます。

【植木座長】

なかなか難しいですね。

いずれにしろ5年、10年の方針を立てて、そのときの時点からいろいろと検討していくということが常套手段なのかなと思っていますけど、やはり長期的な視点というのは常に持っておいてもらいたい。大枠で長野県は何をやるのだと、例えば再造林が全てだと私は思っていないし、場合によっては長伐期化の森林を作るということも一つの手だと思っていますから、いろいろ考え方があるとは思いますが、ご検討いただければと思います。

他に何かございますか。高見澤構成員どうぞ。

【高見澤構成員】

先ほど座長から森林の哲学というお話がありましたけれど、これ非常に重要な視点だと思います。

経営でも今、パーパス経営ということで、手段ではなくて目的は何だということで。今主伐とか再造林ということを中心に据えて、非常に力強く思ったわけですが、今回、税金も国から出て来るということで、一つは資料の中で（戸建て住宅で）県産材をどのくらい製材として使っているのか捉えられていないというお話でしたが、確か（戸建て住宅に）県産材を使うと補助金が出ましたよね。今も出るのでしょうか。そういうものが出るとすれば、数字を抑えられてもおかしくないと思います。ただし、数字を抑えることが目的ではなくて、県産材を使っていただくと、地産地消という環境という観点からも非常に正しい方法だと思います。

また今年は、長野では御開帳があって諏訪では御柱があったわけですが、この部分も 19 年度で比較して 80%の人が帰省されたという中で、まだまだ枯れた松の残骸、また最近特に雨が多いものですから、アレチウリがすごい繁殖していて、久しぶりに帰ってきたら、郷土が荒れているという意見がいくつかありました。この辺も是非税金を使ってやっていただく必要があると思いますし、一番重要なのは従事者数が減っている中で、ウッドショックがあって全体の指標とすれば、額面的には上向いています。これが山元の方へ還元されていないということなので、この経済構造を変えるというのは難しい面もあるかもしれませんが、建設業の建設キャリアアップシステムのように、有資格者にはその辺の手当を付ける。これは税法上の問題はあるかもしれませんが、所得税の低減とかそういうものも含めて、若い人が生活できる環境を作っていかなければいけないと考えます。

ぜひご検討いただきたいと思います。以上です。

【植木座長】

ありがとうございます。貴重な意見を出されたと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

他にどうでしょうか。はい、事務局。

【森林政策課 今尾課長補佐兼企画係長】

麻生構成員からご質問があった件で 2 点ほど申し上げます。（会議）次第の裏面に開催要綱を付けておりましてご覧いただければと思います。これは令和 3 年に改正をしております、前回 5 年前第 3 期の森林税を継続する際には会議事項の第 2 にありますとおり、森林づくり県民税の課税期間終了後の施策の方向性についてご意見を聞くと記載しております。5 年前はここに課税期間終了後の実施の可否というような表現がありましたが、現在県全体で

審議会等の見直しがありまして、条例等で諮問が位置付けられたもの以外は、ご意見を聞く位置付けとさせていただいてるので、今回もそのような形で5年前と若干違うような形でご意見を聞くという方向性だと思っています。

2点目は、再造林の加速化について、先ほど森林づくり推進課長からご説明させていただきましたが、国庫補助事業に対して嵩上げして支援という内容で検討しておりますが、具体的にどのくらい嵩上げするのかというのは、検討している状況だということで訂正をお願いします。

【麻生構成員】

確認させてください。

私が申し上げたのは、県民会議の設置要綱の方ですけれども、今これはもうないということですか。設置目的とかその他委員、組織とかについて記載された設置要綱はもう今は生きていないということでしょうか。

【森林政策課 今尾課長補佐兼企画係長】

かつてありました、設置要綱に替えて開催要項ということで位置付けています。

(3) 第3期森林づくり県民税活用事業の進捗状況について

【植木座長】

まだご意見があらうかと思いますが最後に一括して受けたいと思いますので、一旦この議題に対しては締めたいと思います。

続きまして、次の議題です。(3) 第3期森林づくり県民税活用事業の進捗状況についてということで、これは前回も議論しておりますので、事務局からは簡潔にポイントだけに絞ってお願いしたいと思います。

説明者：武井量宏 森林政策課企画係主査 . . . 資料3-1、資料3-2、
資料4-1、資料4-2、資料4-3

【植木座長】

ありがとうございます。

時間が押しているもので、簡潔に説明いただきました。

特に重要と思われる点で、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

堀越構成員どうぞ。

【堀越構成員】

地域会議の開催内容につまして、資料にも掲載されてはいたのですが、第3期の森林税を実施するに当たり、長野県地方税制研究会に私が関わっていたこともあるのですが、そちらの方から今後の課題といたしまして、切捨間伐から搬出間伐への重点シフトの履行ということを上げさせていただいております。

これにつきまして、地域会議の中で切捨間伐があると述べられていたのですが、その割合が分かったら教えていただきたいと思います。

【植木座長】

事務局よろしくお願いします。

【森林づくり推進課 井出課長補佐兼造林緑化係長】

切捨間伐と搬出間伐の事業費の割合ですが、搬出間伐等の経費が約7割、切捨間伐の経費が3割です。

【植木座長】

よろしいですか。

他に何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

上原構成員どうぞ。

【上原構成員】

見逃しているのかもしれませんが、この森林税とか（森林環境）譲与税というのは、研究開発事業とか部門というのは入らない、入りにくいものなののでしょうか。

夏前に県がされたフィンランドの方々との研修について聞かせてもらったのですが、使う道具にしてみても、それから町、森の使い方にしてみてもいたく感心したのは、先ほど高見澤構成員が朽木のことを言われましたけれども、倒しておいた松枯れの木はどうしておくのかということについて、そういうことまでをしっかりと研究しているというようなことを聞かせていただいて、やるべきことは沢山あると感じましたし、同時にそのこと自体が一つの事業になっていくだろうと、研究開発は手段段階では終わらずにそれ自体が仕事になっていくということを感じましたから、想いを述べさせていただきました。以上です。

【植木座長】

調査研究については事務局いかがですか。項目の立て方だとは思いますが。

【森林政策課 柳原課長】

今（森林環境譲与税の使途として）示されているものからすると、なかなか読みづらいのかなと思いますけれども、座長がおっしゃるように、項目の立て方と決められた使途との整理ができればということなので、ただそれも、森林税や（森林環境）譲与税に限らず、必要なものは当然県の一般財源でも対応すべきものですし研究施設、（林業総合）センターもありますので、そういうところにも研究課題とかいろいろな幅広い取り組みが可能だと思いますので、参考のご意見として承りたいと思います。

【植木座長】

他にいかがでしょうか。

高田構成員どうぞ。

【高田構成員】

実情を教えてくださいたいのですが。森林税についての林務部と他の各部局との関係のことです。森林には多面的な機能があるので、学校教育ですとか保育だとか観光だとか道路とか、そういうところに森林税が使われているわけですが、教育委員会ですとか健康福祉部だとか観光部だとか建設部だとか、そういうところが森林税を活用しての事業をやるということになったら、林務部で予算を再配当していくことになろうかと思いますが、それに当たって、各部局で必要な事業費に対して森林税の割合を、最大でもこの程度にしてくれというような条件を付けたりしているのかどうかということです。例えば、学校の木質化、あるいは道路関係などの事業費は大きいわけで、森林税はその一部で割合は小さくなくなろうかと思いますが、ソフト的な事業については、どちらかといえば森林税の割合は大きくなることが想定できるのですが、要するに各部局に対する補助金みたいなものですから、縛りをかけているのかどうか、コントロールしているのかどうか、お聞きします。

【植木座長】

事務局よろしくお願いします。

【森林政策課 柳原課長】

他部局の財源としての関係についてのご質問ですが、縛りを掛けるという趣旨なのかどうかはわかりませんが、基本的には入ってきた税収に対して歳出を組みますので、ただ過年度から積まれた残金も含めて予算化します。第3期はかなりメニューが増えましたので、そのメニューの要望を聞いた上で予算化しますので、要望が全て満たされるかということ、実情をみて歳出予算化するものは当然ございます。

基本的には再配当という形ではなくて、県の基金に積みますので、それを財源として各部署が予算化しておりますので、必要な財源として活用いただいているというのが現状でございます。

【植木座長】

はい、ありがとうございます。

堀越構成員いかがですか。

【堀越構成員】

先ほど上原構成員からありましたフィンランドのことに関連してですが、実は長野県労働力（確保促進基本計画の概要（案））のところの人材育成のところにも、林業大学校による人材の育成というものがあります。たまたまいろいろなことを調べていた中で、林業大学校の2年生がオーストリアへ研修に行きまして素晴らしいレポートを書かれています。

その他にやはり長野県林務部としてもオーストリアの方に何回も出向いたり、この座長も行かれていて、さらに植木座長はそれに関する『地域林業のすすめ』という本も出版されているような状況です。

また長野県では、平成25年度からオーストリアとの技術交流の推進ということで、覚書を締結しており、5年間の期間のようですが、直接森林税とは関係ありませんが、その技術交流などを推進したその結果がどうだったのか、効果はどうだったのかということはお聞きしたいと思いますし、またそのオーストリアに行った林業の実態から長野県の中でも取り入れる何かがあるのではないかと、生かして欲しいと思っております。機会があれば植木座長からはその話をぜひお聞きしたいという要望もございますので、またお願いいたします。以上です。

【植木座長】

ご希望として伺っておきます。事務局もよろしいですね。

成果はいろいろあったと思います。別のところで成果が報告されておりますので、もし機会があれば林務部にお尋ねいただければお答えいただけると思います。

実は時間が押していて、今日欠席されてる桑井構成員からご質問があったのですが、それを私が失念しておりました。すみません、事務局の方から桑井構成員からのご質問を代読してもらえればと思いますがよろしくお願いいたします。

【森林政策課 柳原課長】

説明の中で端的に触れたところが一点ございます。

桑井構成員からは、資料 1 - 1 の二酸化炭素吸収のグラフの見方が難しいので、説明の際にはその趣旨も含めて丁寧に説明してくださいというのがまず 1 点でございます。これは先ほど触れたところでございます。

森林税と（森林環境）譲与税に関しては、先ほど私も全体を説明していく中ではいろいろな財源がこれからは森林整備や取り巻く施策に対しても必要となってきます。森林税だけですとか（森林環境）譲与税だけで完結するのではなくていろいろ補完しながらやっていくのですが、桑井構成員ご懸念の点は、県民会議の中で森林税の評価をするのだけれども、いろいろ新しい財源で（取組む中で）全体像というか県民税の一部という場合には、なかなかこの（森林税の）評価が難しくなってくるのではないかというご懸念をご意見としていただきました。確かに（森林環境）譲与税、森林税あるいは新しく国庫補助事業ができた場合に、いろいろな課題に対する施策を総合的にいろいろな財源を使いながらやっていくというものもございますので、今それに対する明確な答えはございませんけれど、今後のこの会議の位置付けですとか、施策の財源構成とかそういったものもいろいろ出てきますので、この案件については承って今後の検討課題にしたいと思っています。以上です。

【植木座長】

どうもありがとうございました。

時間となりまして、そろそろ幕を閉じようかと思っておりますが、最後にどうしてもということがあれば、ご発言をお願いいたします。

金子構成員どうぞ。

【金子構成員】

県民と一緒に議論をするときに、段々専門化してきて掘り下げてきたので、うっかり全体像を見失ってしまっているような気がします。

知事が長野県は森林県から林業県へというようなことをご発言されていたと思います。森林整備に関する支援の補助金のメニューというのは、森林税や森林環境譲与税以外にもっとボリュームの大きいのがあります。そうしますと、そして補助金のメニューの全体像がどのくらいあって、それはどこの事業に対して充てられているかという分けがあると思います。

それとこの森林税がどこをターゲットにして使用するのか。やはりこれもあれも聞きますと、それぞれの立場から要望が出てきますけれども、そこは勇気を持って森林税はこの分野に一生懸命力を込めてやるのだとか、メリハリがあってもいいのかなという感じがいたします。

その方が県民にとってわかりやすいということがあろうかと思えます。あれもこれも全部取り込んでしまうことによって、森林税の目的がずれてしまうような気がします。知事の森

林県から林業県へというのはどこの部分に充てられているのかとか、何をもって知事はおっしゃったのかということも不明確で勉強不足なのですが、そうした相対の概要、先ほど 10 万ヘクタールということを表してくださったように、県民が見て全体が分かるような資料だと、理解も深まる気がいたしました。

(4) その他

【植木座長】

ありがとうございます。

県民にわかりやすい指針であり県民税の方針ということは大事です。是非これからも事務局でできるだけよろしくお願いしたいと思います。

他に是非ともということはございますか。

予定の午後 4 時を若干超えてしまいました。その他ということで事務局からお伺いしますかどうか。

無いようですので、ひとまず今日の議題は全て終了ということになります。構成員の皆様から出されたご意見、ご質問等を事務局でもう一度持ち帰ってどうかご検討くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、第 2 回みんなで支える森林づくり県民会議について終了させていただきます。進行へのご協力どうもありがとうございました。

それでは事務局にマイクをお返しします。

【森林政策課 西川企画幹兼課長補佐】

ありがとうございました。

本日は、長時間にわたりご審議をいただきまして、感謝申し上げます。

本日はご議論いただきました内容につきましては、後日皆様にお送りし、ご確認いただいた後に県のホームページに掲載をさせていただきます。

次回第 3 回の県民会議につきましては、11 月上旬頃の開催を予定しております。追って日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。